

旭医大達第78号
令和6年6月19日

旭川医科大学年俸制教員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学年俸制教員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学年俸制教員給与規程（令和2年旭医大達第39号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| (略) | (略) |
| (給与の種類) <p>第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、<u>医師特別勤務手当</u>、ドクターへリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> | (給与の種類) <p>第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、<u>救急勤務医等手当</u>、ドクターへリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> |
| (給与の支給日等) <p>第3条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、<u>医師特別勤務手当</u>、ドクターへリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手</p> | (給与の支給日等) <p>第3条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、<u>救急勤務医等手当</u>、ドクターへリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手</p> |

当、分娩待機手当、健康管理センター業務手当、学位論文審査手当及び新型感染症患者対応業務手当は、当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

(略)

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

【改正理由】

病院の宿日直体制変更に伴い、所要の改正を行うものである。

当、分娩待機手当、健康管理センター業務手当、学位論文審査手当及び新型感染症患者対応業務手当は、当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

(略)